

▶計画の基本的事項

・データヘルス計画とは

根拠指針:国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

医療・健診情報等のデータ分析に基づき、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業を実施するための事業計画。

・特定健康診査等実施計画とは

根拠法令:高齢者の医療の確保に関する法律

生活習慣病の発症や重症化予防により、健康保持及び医療費適正化を達成することを目的として、特定健診等の実施に当たっての実施方法や目標値などを定めている計画。

※特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画は一体的に作成できるとされており、本市では、データヘルス計画の一部として掲載。

1. 計画期間

第3期計画の期間は、令和6年度(2024年)から令和11年度(2029年)までの6年間です。

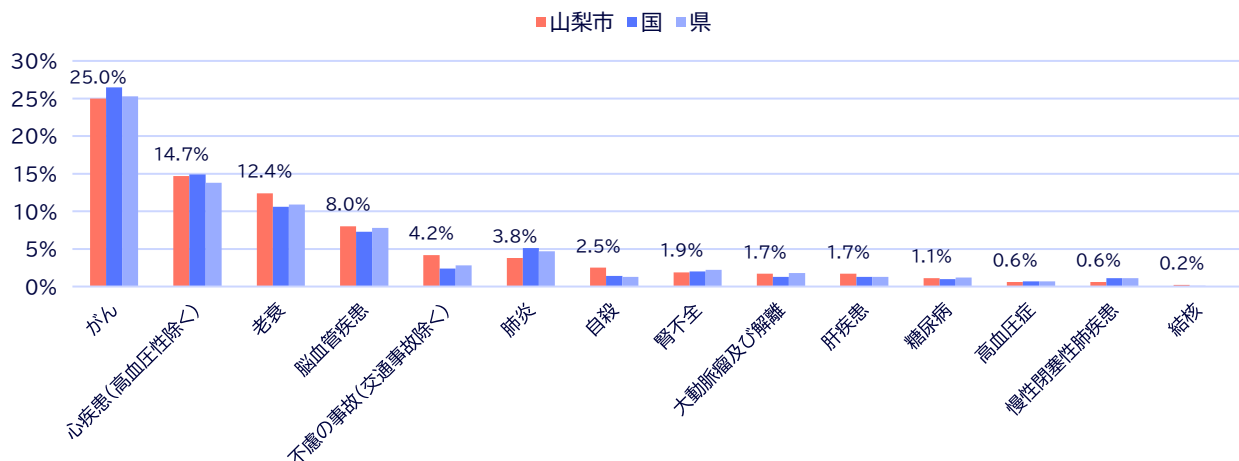
2. 標準化の推進

第3期からデータヘルス計画が都道府県単位で標準化されます。標準化とは、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することです。本市では、山梨県の共通の指標に加え、市の特性や健康課題に基づいた計画を策定し推進します。

▶山梨市の分析(抜粋)

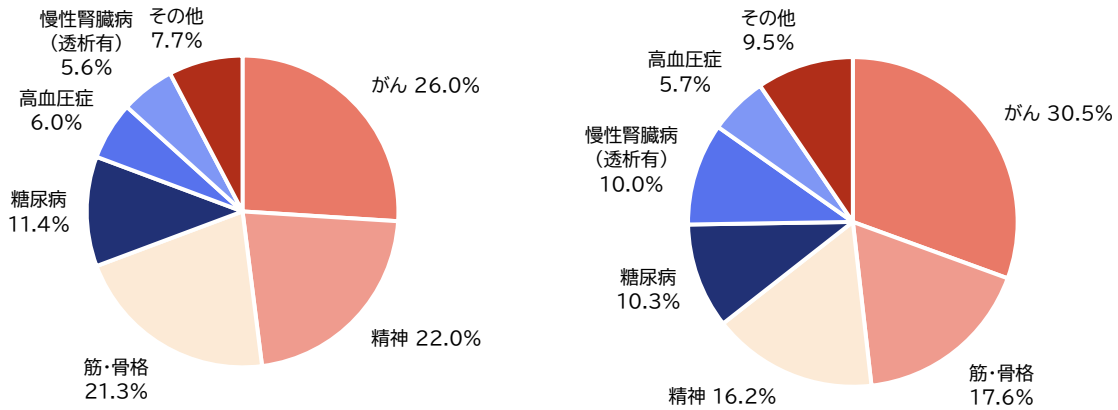
1. 死因別の死亡者数・割合

国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると、死因第1位は「がん」で全死亡者の25.0%を占めています。次いで「心疾患(高血圧性除く)」(14.7%)、「老衰」(12.4%)となっています。



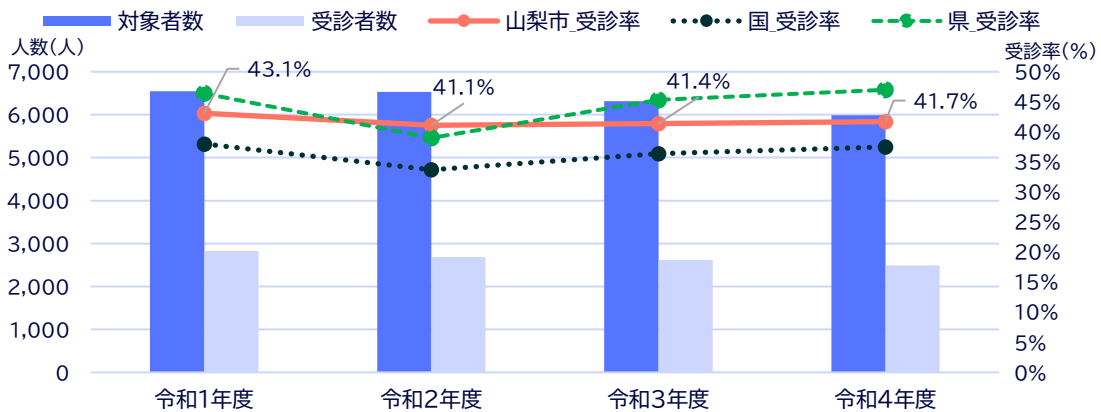
2. 疾病別の医療費の割合

医療費のうち、1番多いのは「がん」で、次いで、「精神」、「筋骨格」、「糖尿病」、「高血圧症」、「慢性腎臓病（透析有）」と生活習慣病が上位を占めています。



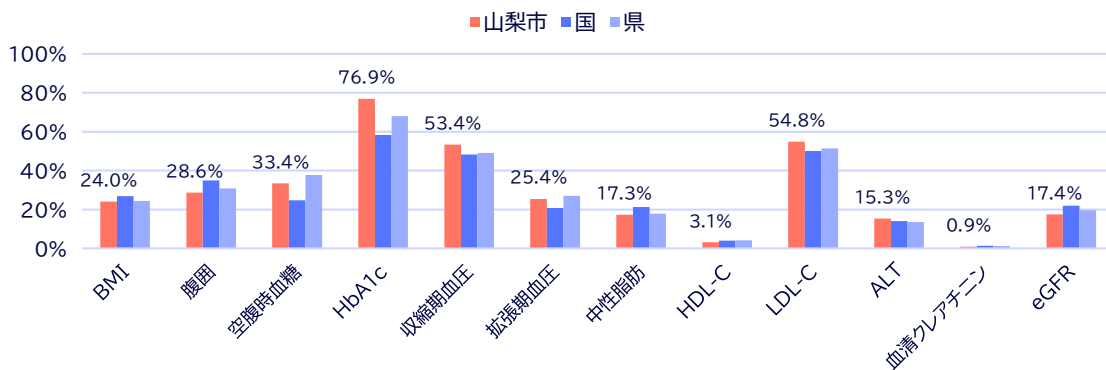
3. 特定健診受診率

令和4年度の特定健診受診率は41.7%で、県より低く横ばいの状況です。年齢階層別にみると、特に45-49歳の特定健診受診率が低下しています。



4. 特定健診受診者における有所見者の割合

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると、国や県と比較して「HbA1c」「収縮期血圧」「LDL-C(悪玉コレステロール)」「ALT」の有所見率が高くなっています。



▶山梨市の健康課題（抜粋）

- ・高血圧症、糖尿病、脂質異常症の患者数が多く、本市の医療費割合の上位に入り、死因の上位である心疾患や脳血管疾患の発症リスクになっていると考えられます。
- ・特定健診の受診率は県より低く横ばいの状況で、特に40歳代～50歳代の受診率が低い状況です。特定健診対象者のうち、約8割が不定期受診もしくは未受診であり、健康状態の未把握により疾病の発症につながる可能性があります。
- ・特定健診にてHbA1c・血圧・LDLコレステロールの有所見者率が高く、精密検査未受診の者が一定割合います。適切な治療が行われずに高血圧、脂質異常、高血糖の状態が継続し、本市の死因の上位である心疾患や脳血管疾患の発症リスクになっていると考えられます。
- ・移動手段が少なく車社会である等、地理的要因による身体活動量の乏しさや、運動習慣のない人が多いという課題がみられます。
- ・腎不全による医療費が高額であり、慢性腎臓病が悪化し末期腎不全に至ると人工透析が必要になるため、医療費が高額になっていると考えられます。

▶計画全体目標、保健事業

1. 計画全体の目的

健康に関する正しい知識をもち、生活習慣病の発症と重症化を予防することで、健康寿命の延伸を目指す。

2. 計画全体の目標

目標	評価指標
生活習慣病の発症・重症化を予防する。	運動習慣のある者の割合
	血圧が保健指導判定値以上の者の割合
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合
糖尿病性腎症による透析導入を予防する。	HbA1c6.5%以上の者の割合（高血糖者の割合）
	糖尿病性腎症病期分類 悪化率（短期）
	糖尿病性腎症病期分類 悪化率（中長期）

3. 保健事業の内容

事業名	対象	主な内容・方法
特定健康診査	40～74歳の被保険者	・特定健診を集団健診、個別健診にて実施する。 ・特定健診未受診者への受診勧奨を行う。
特定保健指導	特定保健指導対象者	・3～6か月間専門職による特定保健指導を行う。
早期介入保健指導	39歳以下の基本健診受診者のうち、特定保健指導相当の対象者	・3か月間、専門職による保健指導を行う。
生活習慣病重症化ハイリスク者対策事業	生活習慣病の未治療者または治療中断者	・生活習慣病重症化ハイリスク者を抽出し、対象者に医療機関への受診勧奨を行う。
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病で医療機関に通院中で、糖尿病性腎症の病期が第2期～4期の者・事業参加について本人及びかかりつけ医の同意のあった者	・かかりつけ医の指示書をもとに、専門職による6か月間の保健指導を行う。
生活習慣改善教室	特定健診の結果から、血糖値または血圧の基準値に該当する者	・全3回の教室（講義、運動実技、体組成測定、血液検査等）を1コースとした教室を実施し、生活習慣の改善を促す。
健康・服薬相談事業	レセプトから重複処方・多剤処方が認められる者	・レセプト情報から対象者を抽出し、専門職による保健指導を行う。
生活習慣病に関する情報の発信	全住民	・健康教室やイベント、市広報、ホームページ、市公式SNS等において、健康情報の発信や健康相談、健康教育を行う。
Dr.シバの健診リーフレットを用いた健康教育	市内小学校（8校）に通う小学6年生と保護者	・山梨市の特定健診マスコットキャラクターDr.シバをモチーフとした健診リーフレットを用いて健康教育を行う。

4. 評価・見直し

設定した評価指標に基づき、令和11年度に最終評価を行います。令和8年度には中間評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

山梨市役所 健康増進課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843 電話:0553-22-1111